

消費者力 UP 通信

知らない間に「定期購入」！低価格を強調する広告にご注意！

【相談事例】

1万円以上する美容液が初回限定価格の2,000円で購入できるとのネット広告を見て、販売サイトから注文した。しばらくして商品が届いたが、納品書に次回お届け予定日の記載があり、驚いて販売業者に連絡したところ「定期コースを申し込みしている」と言わされた。「そのような注文をした覚えがない」と伝えると、「解約を希望するなら1万円の解約手数料を支払う必要がある」と言わされた。どうすればいいか。

【アドバイス】

- インターネット通販では、注文する前に「返品・解約条件」「定期購入が条件」などの契約条件をよく確認しましょう。
- 「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

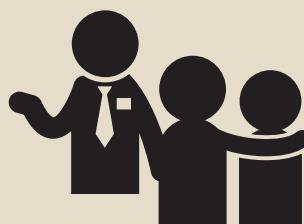
相談は秘密厳守で、匿名でも可。情報提供も受付中です。

▷消費者ホットライン

☎ 188 (9時～17時)

▷消費生活相談窓口（産業課内）

☎ 985-4120 FAX 985-4147



南海放送ラジオ運用休止のお知らせ

南海放送は12月1日からAM放送を運用休止します。詳細はホームページ(下のQRコード)を確認してください。

問 南海放送
新時代 FM 推進室
☎ 915-0917
(平日 10時～17時)

問 松山税務署

☎ 941-9121

※マイナンバーカードと電子証明書にはそれぞれ有効期限がありますのでご注意ください。

①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

②署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

●申告書はe-Taxで簡単に作成
国税庁ホームページ（左のQRコード）では、スマートフォン（スマホ）やパソコンで画面の案内に従って入力するだけで、申告書・青色申告決算書・収支内訳書が簡単に作成できます。



スマホとマイナポータル連携で確定申告がもつと便利に

第45回松前町バドミントン大会

12月はふぐ中毒防止月間
ふぐの素人調理は危険

ふぐ中毒による事件のほとんどが、家庭における素人調理が原因です。ふぐを自ら調理することは非常に危険で、最悪の場合、死亡する恐れがあります。釣ったふぐの調理は「ふぐ取扱者」の資格のある人に依頼して下さい。

問 県薬務衛生課

☎ 912-2395

▼日時 令和8年2月1日（日）
9時～
▼場所 松前小学校体育館
▼種目 ①一般の部 ②一般の部 ③一般の部 ④一般の部
①部男女別ダブルス
②部女子ダブルス
③部男女混合ダブルス
④部男子ダブルス
▼参加資格 町内在住か在勤している人、町内のバドミントン団体に所属している人

問 松前町スポーツ協会事務局
(社会教育課内)

☎ 985-4138



▼申し込み方法
松前公園体育館にある申込書に必要事項を記入して、同窓口に提出してください。

▼締め切り
令和8年1月16日（金）17時

スマホとマイナポータル連携で確定申告がもつと便利に